

会計年度任用職員制度スタート

2020年4月から公務員現場で会計年度任用職員制度がスタートし、臨時・非常勤職員の賃金・労働条件が変わっています。

地方公務員法・地方自治法の一部が2017年に改正され、これまで自治体によって様々となっていた臨時・非常勤職員の労働条件が法に則り整備され、職務内容に応じて適切な職に任用すること、業務に必要な任用期間とすること、職務・職責に見合った賃金とすること、などが示され、岩手県でも条例が整備されました。

学校現場では、おおまかには、これまでの非常勤教職員は「会計年度任用職員」、臨時的任用教職員は新しい「臨時的任用教職員」となりました。

会計年度任用職員の賃金・労働条件が改善されることにともない、臨時的任用教職員の賃金・労働条件も改善されます。県財政が厳しいことから、すべてが解決するものではありませんが、新しくスタートした制度を検証し、課題の解決につなげていく必要があります。

月刊JTU 2018年 10月号より

	これまで	改正後	学校の場合
非常勤職員 特別職	「臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらの者に準ずる者の職」について任用可能とされていたが、実際には一般職と同様の業務に就く職員であっても特別職として任用が行われてきた。	新たに「専門的な知識経験又は識見を有する者が就く職」等の要件が加わり任用要件が厳格化され、任用可能な職を限定。これにより、これまでのような一般職と同様の業務については、特別職としての任用は難しい。	学校医、学校歯科医、学校薬剤師、学校評議員など
任用的職員	緊急の場合、臨時の職に関する場合、採用候補者名簿がない場合（人事委員会がある自治体）に任用が可能。そのため、フルタイムに限らず短時間勤務でも臨時的任用が行われてきた。	新たに「常時勤務を要する職に欠員を生じた場合」の要件が加わり任用要件が厳格化。これにより、勤務形態はフルタイムに限定。	欠員補充、産・育・病休補充などの期限付き講師、臨時的任用講師、養護助教諭、臨時学校事務職員、臨時学校栄養職員 など
新設 会計年度任用職員	一般職の非常勤職員については地公法第17条を任用根拠として任用が行われてきた。しかし法律上明確な規定は置かれていなかった。一方、各種手当の支給や共済組合加入等、賃金・労働条件の改善がなされてこなかった。	フルタイム 根拠条文を地公法第22条の2とし、新たに第1項第2号でフルタイムの会計年度任用職員を規定。給料、旅費及び一定の手当（時間外勤務手当、通勤手当、期末手当、退職手当等）の支給対象。 パートタイム 根拠条文を地公法第22条の2とし、新たに第1項第1号で短時間の会計年度任用職員を規定。勤務時間が常勤の職員より僅かでも短ければ短時間職員になる。報酬、費用弁償及び期末手当の支給対象。	非常勤講師（月給） ALT、部活動指導員、学校支援員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、特別支援教員関係の外部人材など ※勤務時間による 非常勤講師（時間給・日給）

おもな改善点

- 臨時的任用教職員は給与の上限1-69が撤廃
- 会計年度任用職員は期末手当が支給
- 今年度末から年度末の空白期間が解消
空白期間の解消にともない
 - ・公立学校共済組合に加入（あわせて教職員互助会も加入）
臨時的任用教職員は、任用の日（今年の4月）から
会計年度任用職員は勤務日数が18日以上ある月が12月を超えてから
 - ・一時金、退職手当の改善

高教組が青年部とともに長年要求してきた案件が大きく前進しました。